

企業年金における源泉徴収事務の取扱いについて

今般、公的年金等控除の対象となる企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金および適格退職年金が該当。以下「企業年金」といいます。）のお支払時の源泉徴収事務の取扱いにつきまして、生命保険協会からリリースが行われました。

これまで当社では、企業年金のお支払において、前年分以前の年金を一括してお支払する場合、実際にお支払した年分の収入金額として、源泉徴収税額の計算・徴収、および源泉徴収票の発行を行っておりました。

今後このような場合には、今般のリリースのとおり、遡及した各年分の収入金額として源泉徴収事務を行う取扱いに変更いたします。

なお、取扱いの変更にともない、影響のあることが判明したお客さまにつきましては、当社より、順次、個別にご案内させていただきます。

※添付：生命保険協会リリース文書（2～3 ページ）

《本件に関するお問合せ先》

○企業年金専用フリーダイヤル 0120-540-830

○お問い合わせ時間 9:00～17:00

※土・日・祝日・年末年始（12/31～1/4）を除きます。

平成20年12月8日

各 位

生命保険協会

企業年金における源泉徴収事務の取扱いについて

1. 事象

- 公的年金等控除の対象となる企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金および適格退職年金が該当。以下「企業年金」といいます。）のお支払いにあたって、お客さまのご請求手続きの時期によっては前年分以前の年金（以下「過年分」といいます。）を一括支払する場合があります（たとえば、請求が遅れた場合、または、既に年金を受給されている方の年金額が遡及して増額された際など）。
- 会員各社（別紙の13社。以下同じ）においては、このような場合、年金支払時に源泉徴収税額を計算・徴収のうえ、年1回の税務申告に使用するための源泉徴収票を発行しておりますが、それぞれの対応する年分に応じて取り扱う考え方と、実際に支払った年分のものでまとめて取り扱う考え方の2通りに事務が分かれておりました。
- 今般、生命保険協会として、それぞれの対応する年分に応じて取り扱う考え方を確認し、会員各社に連絡いたしました。

2. 影響

- 会員各社がそれぞれに過去の影響を含め調査中ですが、平成19年分については、源泉徴収税額の相違が判明した事象はありません。
今後、会員各社が、「3. 今後の対応」に記載のとおり、各年の所得に分けて源泉徴収を行い、各年別に源泉徴収票を発行（または再発行）することになります。

3. 今後の対応

○ 会員各社において以下の対応を実施します。

(1) 平成20年分以降のお支払いの取扱いについて

過年分の企業年金をお支払いする場合、遡及した各年分の収入金額として取扱い、年分毎に源泉徴収税額を計算・徴収し、源泉徴収票を発行することといたします。（平成21年1月下旬より、順次、ご提供予定）

(2) 平成19年分以前のお支払いの取扱いについて

調査により影響があったことが判明した方に対して、今後の取扱いを変更することを踏まえまして、遡って(1)の取扱いによるものとした対応を行うこととし、会員各社から、順次、個別にご案内をさせていただきます。また、受給者さまからのお申し出があれば、会員各社が個別に丁寧にご対応させていただきます。

<取扱いを変更した場合のイメージ図>

平成20年に18～20年分の年金をまとめてお支払いしたケース

